

第四百七十七回国 参議院国民福祉委員会會議録第一号

平成十二年二月三日(木曜日)
午前十時開会

委員氏名
委員長 狩野 安君
理事 田浦 直君
理事 勝木 健司君
理事 山本 保君
理事 小池 晃君
理事 尾辻 秀久君
理事 久野 恒一君
理事 中原 爽君
理事 南野知恵子君
理事 水島 裕君
理事 山崎 正昭君
理事 今井 澄君
理事 佐藤 泰介君
理事 松崎 俊久君
理事 柳田 稔君
理事 沢 たまき君
理事 井上 美代君
理事 清水 澄子君
理事 入澤 肇君
理事 堂本 暁子君
理事 西川きよし君

委員

山崎 正昭君
山本 保君
岩城 光英君
久野 恒一君
中原 爽君
南野知恵子君
水島 裕君
沢 たまき君
入澤 肇君
西川きよし君
丹羽 雄哉君
大野由利子君
大貫 延朗君
眞野 章君
矢野 朝水君
渡邊 信君

国務大臣 厚生 大臣

政務次官 厚生 政務次官

事務局側 常任委員会専門員

政府参考人 厚生省児童家庭局長

厚生省年金局長

労働省職業安定局長

本日会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国政調査に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国民年金法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

る法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○委員長(狩野安君) ただいまから国民福祉委員会を開会いたします。

この際、申し上げます。

民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び参議院の会所属委員に対し出席を要請いたしました。出席を得られませんでしたので、再度出席を要請いたしますと存じます。しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(狩野安君) 速記を起こしてください。

民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び参議院の会所属委員に対し出席を要請いたしました。出席を得ることができませんでしたので、やむを得ず議事を進めます。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る一月十八日、水島裕君が委員を辞任され、その補欠として山崎正昭君が選任されました。

また、一月十九日、常田享祥君が委員を辞任され、その補欠として水島裕君が選任されました。

また、本日、尾辻秀久君が委員を辞任され、その補欠として岩城光英君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める〕

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、社会保障等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める〕

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に厚生省児童家庭局長眞野章君、厚生省年金局長矢野朝水君及び労働省職業安定局長渡邊信君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める〕

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案を一括して議題といたします。

三案につきましては前国会におきまして趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤肇君 自由党の入澤でございます。

出席者は左のとおり。

委員長 狩野 安君

理事 田浦 直君

補欠選任 岩城 光英君

出席者は左のとおり。

衆議院からの継続案件になっております年金制度につきましても、この年金制度は国民生活のセーフティネットの極めて重要な一環をなしているわけでございます。この重要な法案の審議に当たりまして、日ごろよく勉強され、真摯な議論をされております清水委員、小池委員、堂本委員、今井委員等、私が常に尊敬している議員の皆さん方が出席されないことを非常に残念に思います。与党だけでやるということじゃなくて、西川委員が入っておりますので若干救われた気持ちがあるんですけども、私は野党の分も含めてやるような気持ちで真剣に質疑をしたいと思っております。

この年金制度は五年ごとに財政再計算が行われます。そのたびごとに給付水準が抑制的に調整される、さらに一方で保険料の引き上げがある、要するに負担が増加する。こういうことが繰り返されて行われてきたために、国民一般に将来への不安、年金制度は一体どうなるのだろうかという不安が満ち満ちております。それが国民年金の保険料の未納あるいは未加入、そういういわゆる空洞化につながっているのではないかと、いふふうに一様に認識されております。その意味では、そういう年金制度の根幹にかかわる問題につきましても、この制度改革の質疑を通じて問題を明らかにし、今後の対応を探っていくことが必要で、極めて重要な委員会ではないかと思っております。

私は今回を皮切りに何回か質問させていただきましても、年金制度一般はなかなか難しい制度でございます。そこで、できるだけわかりやすく政府の考え方を国民一般に明示していただくために、連合の出している案を参考にしながら、連合の案は一体どういう認識のもとに案が練られているのか、つくられているのか、それに対する政府の見解をただし、さらに連合の案に対して政府の案はどのような考え方に基づいてできているのか、ということをごまきょうは質問させていただきたいと思っております。

連合の案の中でも非常に共感を覚える項目がございます。一つは、いずれ基礎年金の部分は税方式に改めたいというじゃないかということが提言されております。それから支給開始年齢の引き上げについては当面反対してはおりますけれども、しかし少子高齢化、リストラで失業者がふえている、高齢者の職業の確保が極めて重要であるということから、雇用と年金の接続が極めて重要な課題であるということも連合の案では指摘されております。これについては私も同感でございます。て、なかなかいい意見だなというふうに思っているわけでございます。

ただ、具体的な数字を見ますと疑問の点が多々ある。この点につきましても具体的に政府当局はどういうふうな認識されておられるか、また政府案ではどのような考え方のもとにこの案ができていのかということについてまずお話を聞きたいと思っております。

二つの観点からアプローチをしてみたいと思っております。一つは給付水準の問題であります。それからもう一つは将来の保険料負担の見通しでございます。

まず第一点目、年金額の表示につきましても連合のパンフレットを見ますと、二〇二五年の年金額は、四十九万円フル加入モデルを適用しますと額面では、四十九万円程度、手取り額で約十六万円程度というふうな言っております。平均で約十七万円、これは手取りでは十四・五万円、十四万五千円というふうな言っております。この平均の十七万円、それから手取りの十四万五千円、これは東京一級地の生活保護水準とほとんど変わらないじゃないかというふうなことが述べられております。

これに對しまして、政府のモデル年金額では一九九九年で二十三・八万円、二〇二五年では四十一・八万円というふうになっておまして、連合のその金額はいかに低いじゃないかというふうに見られます。どうしてこういう計算ができるのだろうかということ、よくよく考えてみます

と、どうも連合の案はこれからずっと未来永劫に名目賃金が固定されたままで計算されているんじゃないかというふうに見受けられるんですけども、よくわかりません。

そこで、この連合の試算について、前提としてどのような数字を、あるいは考え方をとっているのかについての政府の認識をお聞きしたいと思っております。それから政府案はどのような基礎的な数値をもとにして年金の額を計算しているのかについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人（矢野朝水君） 年金制度は言うまでもなく非常に長期の制度でございます。したがって、将来見通しを立てる際には長期的な見通しに立つ必要がある。いろいろな経済前提の見通しも長期的な観点から見通しを立てておられるわけでございます。

それで、私どもの長期見通しの前提でございますけれども、これは過去の実績あるいは将来の経済見通し、こういう点から物価上昇率一・五％、手取り賃金上昇率二・三％、こういった数字に基づきまして計算をしております。

今後、現役世代の税と社会保険料の負担が増大していくことが見込まれておりますけれども、手取り賃金ベースで見ましても、経済成長がある限りこれは上昇する、こう考えております。したがって、年金額についてもこれに応じて上昇いたします。ただいま御指摘のございましたように、私どもとしましては、二〇二五年時点での標準的なサラリーマン世帯の場合に月額四十一万八千円になる、こういう試算を行っているわけでございまして。

○入澤肇君 その次に、非常に新しい概念なんですけれども、連合の案を見ますと、年金について手取り額という概念を導入しております。

通常の現役世代につきましても手取り賃金という議論はございます。連合の資料を見ますと、年金受給世代につきましても、年金額から税とか社会保険負担、いわゆる公租公課を除いたものをもって手取り額という考え方をとっているように

ございましてけれども、一般的に高齢者世帯の貯蓄の現在高は平均で二千万を超えておりますし、これは標準世帯の三倍にも達しておると言われております。

税や社会保険料の負担につきましてもはすべて公的年金から支弁しているわけじゃない。もとより国民の中には低所得の方もおります。この低所得者対策というのはまた別途取り組まなくちゃいけない重要な課題であると思っておりますけれども、年金から公租公課を引いて手取り額という概念を導入すると、逆に年金制度そのものがあいまいになってしまふのじゃないかというふうにも考えられるんでございます。政府としてはどのようなお考え方を持っているか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（矢野朝水君） これは税とかあるいは社会保険の分野におきましても、高齢者というのは必ずしも貧しいばかりではない、豊かな高齢者も少なくはない、こういうことから、それぞれ税なり社会保険料なり今後負担をふやすべきじゃないか、こういう御議論もあるわけでございまして。その場合には、これは何年年金だけに着目をしていくわけではございませんで、今申し上げたように、高齢者の方には貯蓄が多いとかあるいは別途収入がある、こういう点に着目して御負担を求めよう、こういう考え方でございまして。

したがって、手取り年金額という概念というのは、そういった税とか社会保険料、これはすべて年金から出すんだ、だからその分年金が下がるんだと。連合の試算を見ますと、一五％年金が減ってしまう、こういう試算をされておられますけれども、こういったやり方は適当ではないんじゃないか、こう思うわけでございます。結局、税とか社会保険料をはかると高年齢者の負担能力に着目いたしましたその負担を求めよう、こういった場合に、それを年金で全部穴埋めする、こういうことになっていくわけではございません。

そういうことで、こういった手取り年金額といったような概念は適当ではないんじゃないかと思

というのが私どもの立場でございます。

○入澤肇君 もう一つ、給付水準について、連合では、これも新しい概念なんですけれども、平均的な年金額という概念を導入しております。いわゆるフルペンション、すなわち二十歳から六十歳までの四十年間フル加入した場合のモデルケース、満期満額の年金を受ける受給者というのは極めて少ないという前提で、よくわからないんですけども、定量的な根拠は明確になっていないんですけれども、平均的な年金額はモデル額の九割程度にすぎないというふうに仮定計算を行っております。

すなわち、この点を勘案しまして、政府の年金額の表示は約一〇％引き下げられて計算されているわけでありまして、つまり、二〇二五年、年金の平均的な水準は額面で十九万円、手取りでは十六万円だと、先ほど申しましたような数字をパンフレットに書いてあるわけでございます。

この点につきまして政府はどのような考え方を持っているのか。特に、フルペンションの受給者は極めて少ないという前提、これは将来的に政府はどの程度ふえていくというふうに見ているのかについてつけ加えて御答弁願いたいと思います。

○政府参考人(矢野朝水君) 現在、年金を受給されている方、六十代後半から七十代以降の方、こういった方は日本が高度成長時代、つまり昭和三十年代後半から四十年代ごろにかけて農村から都会に出てこられてサラリーマンになられた、こういった方が少なくないわけでございます。したがって加入期間が短い、こういう実態がございます。しかし、これからこの加入期間につきましてモデル年金額に近づくと、私もはそう見ているわけでございます。

そこで、年金額の将来の見通しを立てる場合も、年金というのは非常に長期の制度でございますので、そういうことで長期的な視野に立って考える必要があると思っておりますし、制度にフル加入したフル年金、こういった方を標準にして将来の見通しを立てるべきだ、こう思っておりますわけ

でございます。

○入澤肇君 もう一つ、給付水準の第四点目でございますけれども、改正案によりまして給付水準が低下するんだと。要するに、今もっている年金額が今よりも低くなるんだという印象を与えるような説明があるわけでございます。

すなわち、連合の案によりまして、今回の改正によりまして厚生年金の報酬比例部分は五％適正化すると書いていますね、政府は、私は、この適正化という言葉がいいのかどうかわかりませんが、これも、調整するぐらいの言葉の方がいいんじゃないか。本来、前の制度であればこれだけもらえるところを新しく制度の改正をしますと五％程度引き下げられる、手取り額が、それを適正化と言っているから何が適正化なのかよくわからないんですけども、厚生年金の報酬比例部分は五％適正化するというふうに政府の案では言われております。これに六十五歳以降の賃金スライドの停止によりまして年金額が一〇％低下するんだと。

年金額が一〇％低下するということと誤解されて、要するに今受け取っている年金額が一割低くなるんだというふうに受け取られるおそれがあります。

この点についての厚生省の説明をもっと明確にやっていただきたいと思うんですが、一般の国民の皆さん方、私もそうでございますけれども、年金制度の仕組みが非常に難しいものですから、あいまいな、適正化だとかそれから調整だとか、あるいは引き下げだとかいうことを使いますと、今もらっている受給権がそのままだと減らされるというふうな誤解を招くんじゃないかと思うんです。これにつきましてひとつ丁寧な御説明をお願いしたいと思います。

○政務次官(大野由利子君) 今回の改正案におきましては、厚生年金の報酬比例部分の御指摘ありましたような五％の適正化と六十五歳以降は物価スライドのみにする、こういうことでございますが、これは将来の年金の伸びを抑制するということでありまして、現在の年金額が下がるということ

とはございません。

ですから、改正後も年金額はもらい始めてから少なくとも物価スライドの、物価の伸びに依拠して伸びていくわけでございます。年金額が低下することは全くございません。

○入澤肇君 今の政務次官の御答弁で明確になったと思えますけれども、もう一度確認いたしますと、要するに連合が手取り額の概念あるいは平均的な概念を用いて政府案よりも低く低く数字を見せようとしていますけれども、それは必ずしも適切でない。それから、将来的に五％の適正化だとかあるいは賃金スライドの停止によりまして年金額は一〇％低下するというのは、今の水準よりも低くなるものではないということと明確になったと思えます。しかし、ちょっと見るとこのような誤解を生ずるおそれがありますので、政府としてはこれからの広報活動におきまして十分な説明をされる必要があるんじゃないかと思えます。

次に、負担面からアプローチをしてみたいと思えます。

まず、保険料負担についてでございますけれども、連合の案によりまして、保険料負担につきまして、政府案のように給付の適正化を行わなくても二〇二五年の保険料は国庫負担二分の一のペースで見ますと二五・四％、それから今三分の一の三分の一のペースで見ますと二八％程度への上昇にとどまるというふうに言っております。一方で、政府の試算では、二〇二五年以降の厚生年金の保険料というのは、現行の給付構造を放置した場合に三・四・五％となってしまうという数字を示しております。

この二八％と三・四・五％、大変数字の間に乖離がございます。これは一体どういうところからこのような乖離ができてくるのか、連合の試算については政府はどのように認識しているのか、政府の考え方の根拠は一体どういふものなのかということにつきまして教えていただきたいと思うんです。私、連合の案を見ていまして、高齢化の真の

ピークは二〇二五年ではなく二〇五〇年と推定されておりますし、この点についての配慮あるいは考慮が十分になされていない結果、このような低い水準の保険料ということが維持できるんだということが言われているんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政務次官(大野由利子君) 御指摘のように、将来の人口推計によりまして、二〇二五年の時点では現役人口が二人で六十五歳以上の高齢者一人を支える、しかし二〇五〇年では現役人口一・五人で高齢者を一人支えるということ、最も高齢化のピークは二〇五〇年でございます。

そういう意味では、政府の財政再計算におきましては、高齢化のピークでありまして二〇五〇年前後を含めて、それ以降においても将来にわたる支出を均等できるようにいう最終保険料率を設定しているわけでございます。なお、その際、保険料を段階的に引き上げまして積立金を確保することにより、その運用収入で将来世代の保険料負担を軽減する、このようにしております。

年金制度は、二十歳から六十歳までの四十年間の加入、またその後は生涯にわたって受給をするという長期の制度でございます。年金制度の安定的な運営を図るためには、二〇二五年ではなくて二〇五〇年という高齢化の最もピークのときを含めて、将来にわたる給付と負担の均衡を図ることができるよう改革をしていくことが必要である、このように思っております。

○入澤肇君 さらに、連合の試算によりまして、二〇二五年の時点におきまして、性別とか年齢あるいは加入期間、それから過去の報酬等々、受給者はさまざまな条件を抱えているわけでございますけれども、どうもこれを一律に割り切って、一つの仮定のもとに二〇二五年の給付コストを見積もるという手法をとっているんじゃないかというふうにも見られます。こういうふうな割り切った考え方のために、どうも将来の給付費が政府案よりも少なく見積もられていないんじゃないかなという感じもするわけでありまして、

しかし、年金の給付は、これは制度の難しさの根底にあると思うんですけれども、改正するたびごとに大数の法則にのっとって、いろんな要素をつけ加えながら極めて緻密に積み上げた計算がなされている。この連合の一つの割り切り方というのは、ある意味では国民一般には理解しやすい手法でもあると思うんですけれども、しかし実際に精緻な継続性のある年金制度を維持するという観点からしますと、余りにも大胆に割り切り過ぎているというふうにも考えられないわけではないと。

この連合の割り切り方に対する政府案の考え方、認識、それから政府案の根底にある考え方について若干の御説明をお願いしたいと思えます。
○政府参考人(矢野朝水君) 私どもはコンピュータを活用いたしまして非常に厳密な積み上げ計算をやっております。そういった計算に基づいて将来の給付費を推計しております。具体的に申し上げますと、例えば新規裁定の老齢年金でございますけれども、これにつきましては、支給開始年齢に到達した加入者につきましては、現役時代の加入期間それから報酬、こういったものをもとに制度内容に沿いました年金額を算定いたしまして、これを積み上げておるわけでございます。

また、一度裁定した後の年金額の推計でございますけれども、これは死亡率等によりまして受給者が減っていくわけでございますけれども、そういう死亡率に従った受給者数の推計を行いつつ、また一方では年金額の改定も受給額に反映させる、こういった非常に細かな計算をして積み上げていっております。それで将来の給付費を計算しておるといふことでございます。

○入澤肇君 次に、積立金の保険料率引き下げ効果についての考え方なんですけれども、連合案では、積立金の運用収入のうち物価上昇分以外は保険料引き下げに活用するとして、それが要するに二〇二五年の保険料率を二・四％引き下げる効果があるというふうに計算している。

この積立金の使い方についてはいろんな方がいろんな意見を言っております。しかし、この数字の妥当性以前の問題として、年金給付費総額は今後の受給者増加などによりまして物価上昇率より大きく上昇するということが認められております。ある一定額の積立金の運用収入による保険料引き下げ効果というのは、いずれにしても徐々に小さくなっていくことは一般的に考えられるわけでありまして。

にもかかわらず、二〇二五年時点で積立金の運用収入のうち物価上昇分以外はすべて給付財源に回して、そのときの保険料率をその分低くするという方式、これは結局積立金の先食いになるんじゃないかというふうにも考えられます。そうしますと、積立金があるがゆえに本来保険料が上がっているところが抑制されるということが言えると思うんですけれども、将来の保険料率はこの先食いによってかなり上昇するということになりま。政府の試算にありまして、現行のままでいけば、二〇二五年以降の保険料率は月収ベースでは三四・五％という既に過重な水準をさらに超えて上昇することも積立金を先食いすれば考えられるわけでありまして。

これに対して、政府案では積立金についてはどのような試算を行っているか。また、積立金について今後どのような考え方、いろんな意見があります。五・五年分あるいは五年分近く持つのは多過ぎるんじゃないかと、あるいは諸外国のようには半年とか一年分でもいいじゃないかという考え方もありますけれども、これについての政府の見解をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(矢野朝水君) 今の年金制度について、特に若い人からの不満、不信というのは、世代間で非常に不公平が大きい、こういう不満が非常に強いわけでございます。こういった世代間の不公平といったような問題、これはできるだけ少なくしていく必要があるんじゃないか、こう思うわけでございます。日本の場合には、特にヨーロッパと比べて

も少子高齢化が急速に進む、そのスピードが非常に速いということ、高齢化のピークというのが非常に高い、六十五歳以上人口が三〇％を超える、こういう超高齢化社会が見込まれておるわけでございます。したがって、そういう世代間の不公平をできるだけ正して将来の過大な保険料負担を避ける、このためにはやはり積立金を活用いたしまして、それによりまして将来の負担を少しでも軽減する、こういうことが非常に重要なことではないか、こう思っております。でございます。

それで、先ほど政務次官が答弁いたしましたように、私どもの年金の将来計画というのは、二〇二五年以降も、二〇五〇年といったような高齢化のピークも見据えまして将来計画をつくっているわけでございます。二〇二五年以降も長期的に積立金を保有していることによりまして積立金の運用収入を活用する、その分保険料を継続的に低くすることができるといふことで、厚生年金の場合で申し上げますと、二〇五〇年前後のピーク時点では保険料を六％程度抑制できる、こういう計画になっているわけでございます。

何よりも日本の場合というのは、先ほど申し上げましたような急激なスピードで超高齢化が来るというところで、将来の保険料負担をできるだけ抑えるというためにはやはり積立金を有効に活用する、こういう視点が必要だと思っております。でございます。

○入澤肇君 もう一つ連合の案と政府案とで際立った違いが見られますのは、いわゆる労働力率、これの上昇によりまして保険料引き下げ効果が大きいにあるんだというのが連合の案の根底にあるようにも見受けられます。

連合の案は政府見解よりも大きな労働力率の上昇を見込んでいる。これは、私は労働省にもかなり注文しているんですけれども、政府が労働力率を高める政策を十全にやらないと経済成長そのものにも大きな影響を与えるので、政策努力によって引き上げることが十分なされるべきだとい

うふうに主張して、労働省もそのように答弁をいただいているんですけれども、二〇二五年時点の保険料率を連合は労働力率の上昇によって一％程度引き下げて計算しているわけですね。政府はそうでない。

この労働力率の上昇についての政府の考え方はどうなっているかにつきましてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(矢野朝水君) 今回の財政再計算におきましては、労働力の見通しというのは、これは労働省で平成十年十月に発表されました労働力率の将来見通しを基礎にして年金の将来見通しをつくっているわけでございます。

この平成十年の労働力率の見通し、これによりまして、六十歳から六十四歳、特に高齢期の男子の労働力率が高くなる、それから女子につきましては全年齢を通じて労働力率が高まる、こういった見通しが立てられておりまして、私どもの年金におきましてこれを前提にして将来の収支計画を立てたというところでございます。

そして、仮にこの平成十年の労働省の見通しよりもさらに高齢者なり女性の就労が増加した場合、この場合に年金財政にどういった影響を与えるか、こういう問題でございますけれども、これにつきましても、当面の効果といたしましては、労働力率が高まるというところは、女性でいいますと、専業主婦からサラリーマンになる、厚生年金の加入になる、こういうことでございますから、収入がふえるということになりまして、短期的に見ますと財政的にプラスに働くわけでございます。

しかし、これはいずれ受給にはね返ってまいります。したがって、私どもの考え方によりまして、今のような社会の実態、例えば女性の場合にはどうしても給与が低いとか、そういう実態もござい。あるいは男性に比べると長生きをされる、これも当然でございます。こういった実態から見ますと、今のような制度を放置いたしますれば結局給付にその分はね返ってくるわけなんです。

で、年金財政にプラスに働くところは非常に少ないんじゃないか、そういうふうに考えているわけでございます。

○入澤重君 以上、連合の案と政府案との極めて明確な違いにつきまして、基本的な部分だけを御質問させていただきます。要するに、政府案は、見通しが当たるかどうかということもあるんですけども、かなり過去のデータからして緻密な数理計算を行って、その前提の上で制度を仕組んでおります。一方、連合は、わかりやすくということで新しい概念を非常に割り切った形で出されております。

政府案と連合の案との対比につきまして、その妥当性、合理性ということを十分に政府は吟味した上で、政府案の妥当性、この法案の現時点における適切性、これをもっと強く広報活動を通じて主張すべきじゃないかというふうに私は考えております。

最後に、政府案の基本的な考え方をもう一度明確に端的に述べていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○政務次官(大野由利子君) 政府案は、少子高齢化の急速な進展、世界一のスピードでございますが、この少子高齢化の進展、また経済の低成長という年金を取り巻く大変厳しい環境を直視して、今御指摘のように、今回の改正案を出した次第でございます。将来世代の過重な負担を防ぐとともに、確実な給付を保障する、こういう立場で全般的な制度の見直しをやっているところでございます。

具体的には、高齢化のピーク時におきましても保険料を年収の二割程度に抑える、そしてまた給付の方も年金を受け始める時点において現役世代のおおむね六割程度を保障する、こういうことをねらいにしているわけでございます。将来にわたって安心ができる、信頼ができる、こういう年金制度の確立に努めているところでございます。

○入澤重君 終わります。

○沢たまき君 入澤先生もおっしゃいましたが、

まことに残念ですが、本日は一部の議員の皆様が欠席という中で、審議になりました。民主党、社民党、共産党さんは、昨年来、徹底抗戦ということとを頻繁におっしゃっております。報道によると、対案も出さないということでした。議会制民主主義を貫くのであれば、審議に参加して徹底抗戦をすることが本筋ではないかと思っております。

いずれにしても、このような不正常的な審議ではあります。年金という大変な問題で私たちは国民の期待にこたえる責任があります。そのために十分な審議がなされますよう委員長にも要請して、質問に入りたいと思っております。

今回の改正案は五年ごとの財政再計算に基づいて給付と負担の将来見通しを見直したものであります。ところが、今回の改正に対し、厚生年金五割給付切り下げ、賃金スライド廃止で給付水準が一〇％下がるという、何か現行の年金給付額から一〇％カットされるような誤解が先走りしているのではないかと懸念しております。特に、今回の改正の骨格になっている五割適正化、賃金スライド廃止、報酬比例部分の支給開始の六十五歳繰り上げの理由と目的について改めて確認をさせていただきます。

また、現在の年金給付者の年金額に對しかなる影響があるのか、あわせて確認をさせていただきます。と思っております。

○政府参考人(矢野朝水君) 今回の制度改正は、将来の保険料負担を負担可能な限度におさめる、それは私どもは年収の二割程度と考えておるわけですが、そういう負担可能な限度に抑える、このため給付につきましても将来に向けて伸びを調整していく、こういう考え方に立っておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、ただいま御指摘のありましたような幾つかの手法をとることによりまして、支給開始年齢につきましても、非常に平均寿命も延びておるわけでございます。あるいは諸外国では六十五歳支給というのが基本になっておる、こういったことから十分な時

間をとって段階的に支給開始年齢を引き上げていきたい、こういったことを盛り込んでおるわけでございます。

あるいは年金を受給し始めてから、六十五歳以降では、物価スライドはもうしっかり守っていきましても、賃金スライドは将来の負担を軽減するために当分は我慢していただきたい、こういったことも盛り込んでおります。

それからまた、厚生年金の報酬比例部分の五割の適正化でございますけれども、これはいろいろの調査を見ましても、今の厚生年金の水準はちょっといいんじゃないか、これは将来の負担を抑えるためには若干我慢することはやむを得ないんじゃないか、こういう意見も多いわけでございます。そういったことで、今回こういった手法を改正案に盛り込んでおるわけでございます。

これはあくまでも将来に向けての措置でございますので、今もらっている方の年金額が減るということとはございません。これはむしろ物価が上がるればそれに応じて上がるわけでございます。それからもう人も従来もらっている人よりも年金額が減る、こういったことは絶対ないわけでございますので、そこはぜひ御安心をいただきたいと思っております。

○沢たまき君 はい、わかりました。

賃金スライドをカットしているわけですが、賃金の推移については長期的にはいかなる見通しをしていらっしゃるんでしょうか。衆議院では、賃金スライドの累積が二〇％になった場合、賃金スライドを回復すると答弁していらっしゃいます。が、この二〇％の基準は現状の賃金の長期的見通しからは基準が高過ぎるのではないかと思います。が、いかがでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) 今回の改正で六十五歳以降は賃金スライドを停止するということによりまして、将来これをどうするかという計算がございまして、これは五年ごとの財政再計算があるわけでございますので、そのたびごとに現役世代の賃金の伸びですとかあるいは生活水

準、それから逆に今度は受給者の置かれたいろいろな経済条件、あるいは受給者の生活実態、こういったものを総合して賃金スライドを再開するかどうか、実施するかどうかというのはその時点その時点でまた御判断いただく、こういうことにならるわけでございます。

ただ、今回私どもが将来の収支見直しを立てました場合には、支給開始後、賃金スライドを停止する、その場合に現役世代との水準がどんどん開いていくわけでございます。物価スライドだけをやっていた場合と賃金スライドを従来どおりやっていた場合との格差が二〇％生じた、こういった場合には賃金スライドを再開する、こういう考え方で年金の将来見直しを立てたということでございます。

したがって、この問題というのは、今後の社会経済実態あるいは高齢者の生活実態、こういったものを踏まえて五年ごとに判断していただく、こういうことになるわけでございます。

○沢たまき君 今回の財政再計算では、物価スライドが一・五％、賃金スライドが二・三％で、差し引き賃金スライド分が〇・八％カットされることとなります。これが二〇％にならないと賃金スライドが回復しないとなると、単純に計算して二十五年間は賃金スライドはないということになります。しかも、賃金の見通しの伸びがさらに低い現状では、もっと期間は長くなるということになります。賃金スライド回復の基準を一〇％ぐらいにすべきだと思っておりますが、再検討いただきたいと思っております。が、いかがでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) これはまさしく今後の我が国の経済社会がどうなるのかというところにかかっておるわけでございます。年金制度は五年ごとに財政再計算をする、そのときに制度を見直す、そういうことになっております。したがって、そういった際に、現役世代の賃金がどうなっているのか、高齢者の生活実態がどうなっているのか、あるいは年金財政の状況、こういったものを判断いたしまして賃金スライドを再

開するかどうかというのを判断していただくと、
こういうことになるわけでございます。したがって、二〇％差が開かないと賃金スライドを絶対実施しない、そういったことが法律に書いてあるわけではございませんし、決まっているわけではございません。この問題は、そのときそのとき、五年ごとに判断をしていただくと、こういう問題でございます。

先ほど申し上げましたように、ただし私どもの将来の財政見通しの上では二〇％格差が開きますと賃金スライドを再度実施すると、そういうことで将来の保険料負担を計算したということでございます。

○沢たまき君 一〇％にはなるかならないかわからないわけですね。

基礎年金、御夫婦二人分合わせて現役世代の手取り年収のおおむね六割を確保するとおっしゃいました。六割確保がなされるというその根拠をお示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(矢野朝水君) 現在の厚生年金の給付水準六割を今回も確保したいと、こう申し上げているわけでございますけれども、これは標準的なサラリーマン世帯の場合、夫婦そろって六十五歳以上の平均的なモデルの場合でございますけれども、裁定時で見ますと、夫婦お二人の基礎年金が二人分で十三万四千円でございます。それから二階部分の厚生年金の報酬比例部分が十萬四千円程度でございます。合計で見ますと二十三萬八千円というものがモデル年金でございます。これが現役世代の平均的な手取り年収のおおむね六割に相当するわけでございます。そして、この裁定時の年金額というのにつきましましては、現役世代の手取り年収が伸びていきますと、それに応じて増額されていくわけでございまして、この六割という水準は維持されるということになるわけでございます。

ちなみに、二〇二五年で物価上昇が一・五％、それから手取り賃金の伸びが二・三％、こういった一定の前提で算定いたしますと、先ほどの二十

三萬八千円というのが、二〇二五年時点ではモデルで見ますと、基礎年金二人分で二十三萬七千円、それから厚生年金の報酬比例部分が十八萬一千円ということで、合計で四十一萬八千円というところでございまして、この場合にもそのときの現役世代の手取り年収のおおむね六割ということになるわけでございます。

○沢たまき君 この六割が確保されるということですが、現行の保険料で長期的に確保されるというふうな理解されて、非常に誤解を与える危険性があります。もっと国民の皆さんに正しく理解していただくことが重要ではないかと思ひます。

私は議員になって一年七カ月になりますが、常日ごろ感じるのは、国民に正しく理解を得る努力というのがちょっと不足しているのではないかと。お役人の皆さんとか我々だけが、自分たちだけが理解しているというところは一番よくないことではないか。入澤先生もちょっとおっしゃいました。だれにでもわかりやすく正確に理解できる広報宣伝活動を行っていくことが大変大事だと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) 年金というのは、私は本質的には非常に単純な仕組みだと思っております。しかし、先生が今おっしゃられましたように、年金というが複雑だ、わかりにくいというういうイメージが一般化しておるということは非常に残念です。これはこれまで私どもの努力が足りなかったということと反省もしているわけでございます。

それで、この情報公開ということとわかりやすく広報するということが私どもなりにいろいろ努力しておるわけでございますけれども、特に今回改正に当たりましては、情報公開を徹底するというところで、例えば年金審議会での議論はすべてそのままオープンにすると。これは厚生省のホームページでもオープンにしております。それからいろいろな資料をたくさん提供する。それから、年金白書というのをちょうど三年前からつくるようにいたしました。この中で年金に関する情

報をわかりやすくオープンにすることで努力をしております。これからの年金に対する徹底した情報公開、わかりやすい広報ということとでさらに努力してまいりたい、こう思っております。

○沢たまき君 本来であれば野党の皆さんの対案と比較して論じたいんですが、残念ながらありません。そこで、入澤先生と同じように、連合さんが年金改正について御意見をもちななので、連合さんには大変申しわけありませんが、連合さんの御意見を取り上げさせていただきます。

連合の「なぜ連合は、年金制度にこだわるのか」の資料を拝見しますと、一、国庫負担割合の二分の一への引き上げ、二、現役年収の五五％の現行水準を維持、三、賃金スライドの維持、四、報酬比例部分の六十歳支給の堅持を挙げられております。これで試算した場合、二〇二五年の厚生年金保険料は、国庫負担が二分の一の場合、年収の一九・五％程度、いわゆる政府目標の二〇％の枠におさまる、また税方式の場合は年収の一四％程度と、十分負担可能な水準となると言われております。

この試算は二〇二五年をめどにして試算されているようでありますが、本来、高齢化のピークは先ほど政務次官もおっしゃったように二〇五〇年ごろに到来するのではないのでしょうか。二〇五〇年、ことしが三・九人で一人、二五年で二・〇人で一人、二〇五〇年で一・五人で一人と。政府はどういう時間的なスパンで計算しているのか。また、基礎年金部分二分の一の国庫負担の即時実施と最終的には税方式を考えていられると思われすが、即時実施が可能なのでしょうか。大野政務次官にお伺いしたいと思います。

○政務次官(大野由利子君) 政府の財政再計算におきましては、委員が御指摘のように高齢化のピークであります二〇五〇年であるというところを踏まえて、その後も安定して収支が均衡するようにという、こういうことで最終保険料率を設定している次第でございます。保険料の引き上げと、またその積立金を確保することによって、その運

用によって将来世代の保険料負担を軽減すると、このようにしているわけでございます。負担と給付が長期にわたってバランスがとれるように、こういう改革を意図して今回の改正をやっているわけでございます。

それから、基礎年金の国庫負担二分の一への引き上げ、即時におっしゃいましたけれども、この引き上げにはもう膨大な財源が必要でございます。すので、現下の厳しい財政状況の中では、今回の年金改正ではとてもできない、困難である、今後の課題であると、このように思っております。

今回の年金改正におきまして、「基礎年金については、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする」との附則が法律に設けられているところであります。安定した財源確保のための具体的な方法と一体として検討する必要がある、このように思っております。

それから、税方式への移行につきましてはさまざまな検討が指摘されておまして、その中の一つの御指摘ではないか。基礎年金のあり方につきましては財源も含めて今後の検討にまいりたい、このように思ひます。

○沢たまき君 先ほどの六割確保という政府の説明にしろ、また連合さんの説明も、どうも実態から乖離した議論に思えてなりません。実態に即した議論をしないとむなし議論になってしまうと思ひますが、今、最も大切なことは、もっとありのままの議論が大事なのではないでしょうか。大野政務次官の御感想を伺いたいと思ひます。

○政務次官(大野由利子君) 今回の改正では、現役世代の負担を年収のおおむね二割程度、そして給付は、年金のもらい始めの時期において現役世代のおおむね六割程度を確保する、このようにしているわけでございます。

この六割程度のという給付水準におきましては、今後の人口構成の変化とか景気動向に左右されるのは御指摘のとおり事実ではございますが、

五年ごとの財政再計算ごとに大きく変わるということであれば、この年金制度への国民の皆さんの信頼も損なわれるわけでございますので、このおむね六割という水準は極力維持ができるよう努めてまいりたい、このように思っております。

○沢たまき君 今回、政府改正法案の附則で、基礎年金については、財政方式を含めてそのあり方を幅広く検討し、当面十六年までの間に安定した財源を確保し、国庫負担を二分の一に引き上げるよう図ると今おっしゃっていただきましたが、十六年までの基礎年金の国庫負担二分の一引き上げは明確にしているわけですが、実施に至るまでは条件の整備など大変厳しい状況があることも理解はできますが、実施するための決意のほどを政務次官にお伺いしておきたいと思っております。

○政務次官(大野由利子君) 御指摘のとおり、今回の改正では無理ではございますが、今回の年金改正法案の中に附則できちっと明記をされていることとございますので、今後はこれらはできる限り実現を図る方向で努力をしてみたい、このように思います。

○沢たまき君 ありがとうございます。

次に、衆議院においては公明党を中心とした与党の提案の中で、国庫負担の引き上げを図る際、基礎年金のあり方の検討に当たっては給付水準を含めて検討する旨の修正が行われました。

国民年金の老齢年金受給者の平均給付月額、平成十年度で四万八千九百二円、夫婦二人で九万七千八百四円となっておりますが、生活保護費と事情が違いますが、比較の対象にはなりません、結果として逆転現象も起きています。国民年金受給者から見れば不信感にもつながって国民年金の空洞化になりつつありますし、つながっていると思っております。基礎年金の引き上げは急ぐべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政務次官(大野由利子君) 基礎年金につきまして、今回の修正は、今後、財政方式だとか基礎年金の水準も含めてそのあり方を幅広く検討することとを定めたものと、このように受けとめているわけ

でございますが、お尋ねの基礎年金の水準につきましては、安定した財源を確保し、国庫負担を二分の一に引き上げる、これも附則に明記されているわけでございますので、この国庫負担を二分の一に引き上げる際にあわせて検討をしてみたいと思っております。

○沢たまき君 今回の改正の大きな柱である報酬比例部分の支給開始年齢引き上げが平成二十五年から実施されることになっておりますが、年金は国民にとつて老後の所得保障の中核をなすものであります。しかし、今日の少子化そして高齢化社会進展の中で次世代の負担を考えると、支給開始年齢の引き上げはやむを得ないとも言えます。

保険方式は、給付と負担のバランスを無視しなすとは崩壊の憂き目に遭うことは明らかです。負担しなければ給付を受けられないというの相互扶助で成り立っている以上やむを得ないとも言えます。それでも支給開始年齢の引き上げは極力避けなければなりません。政府はそのためにいかなる努力をなされているんでしょうか、また平成二十五年から実施とした根拠は何でしょうか、お伺いします。

○政府参考人(矢野朝水君) 今回、厚生年金の報酬比例部分でございますけれども、支給開始年齢を十分な時間をとって六十五歳に段階的に引き上げる、こういうことを改正案で予定しておるわけでございます。これは、日本人の平均寿命が非常に延びている、世界の最長寿命国である、こういうこととすとか、外国におきましても六十五歳支給が原則になっておる、こういったいろいろな事情を勘案したわけでございます。

ただ、この六十五歳支給というのは非常に大きな影響を国民に与えるわけでございます。したがって、私どもは、この改正案をまとめたのは実は平成十年十月でございますけれども、十月初めに年金審議会の御意見をいただいて、それをもとに改正案をつくったわけでございます。

その際も三案案は考えまして、一案というものは、支給開始年齢を段階的に六十五に上げます

そのかわり給付水準の適正化は小幅にとどめようというのが一案でございます。二案、三案というのは、支給開始年齢は現行どおりといたします。しかしそのかわりに将来世代の負担を軽減するために給付水準自体を大幅に切り込ませざるを得ません。そういう三案案を御提示して関係方面とも御相談したわけですが、そういう中でやはり六十五歳支給というのはやむを得ないということと、今回の政府案につなげたわけでございます。

それから、平成二十五年から二階部分の支給開始年齢を引き上げていくわけでございますけれども、前回、平成六年の制度改正によりまして一階の定額部分、これにつきましては二〇〇一年から二〇一三年までに段階的に六十五歳に引き上げ、こういう改正が既に成立いたしております。したがって、この一階部分の引き上げが完了する二〇一三年度から二階部分の引き上げを段階的にスタートさせまして、二〇二五年時点で完了をいたしたい、こう考えた次第でございます。

○沢たまき君 今回の改正で高齢化社会のピーク時は乗り切れるんでしょうか。若い世代からは、自分たちが払った保険料に見合う年金がもらえるだろうかという不信の声が聞かれます。長期的に安定して信頼できる年金制度とすることが必要でありますけれども、今回の改正案で二〇五〇年のピーク時に若い世代が六十五歳から確実に年金がもらえるようになるということでしょうか、伺います。

○政府参考人(矢野朝水君) 年金が破綻してしまえなくなる、こういった声が少なくないわけでございますけれども、年金が破綻してしまえなくなるというようにすることは、これはもうあり得ないこととでございますので、そういった心配は私には必要ないと思っております。

ただ、こういった若い人が、年金が破綻するんじゃないか、こう思われるのもそれなりの理由があるわけでございます。少子化が進む中で保険料がどんどん上がっていき、負担し切れないんじゃないか、こういう心配が一番強いんじゃないかと思

かと思っております。

したがって、今回の制度改正では、将来世代も高齢化のピーク時でも負担できる限度内にその保険料負担を抑える、これをその改正の一番の柱にしたわけでございます。将来世代の負担を過重にしない、そしてまた年金受給につきましても、今の制度よりも将来に向けてもらえる分が少し減るわけでございますけれども、確実な年金をお約束する、こういうことをねらっているわけでございます。

今回の制度改正が成立をいたしますれば、私は将来に対する不安というのは相当程度解消できるんじゃないか、こう思っているわけでございます。

○沢たまき君 先ほどの広報活動にもありましたが、こういう若い方にもぜひそういう広報活動をしていただきたいと思っております。

この支給開始年齢の引き上げで、六十歳から六十四歳までの、年金支給までの生活設計について厚生省はどう考えていらっしゃるでしょうか、また労働省は雇用対策についてどう取り組んでいらっしゃるでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(矢野朝水君) 高齢者の就労というのは今非常に厳しい状況でございます。足元は非常に深刻でございますけれども、もう少し長期的に見ますと、これから労働力人口が減少していくわけでございますし、日本の社会経済システムを守っていくためには六十五歳現役社会の実現が必要だと、こういうことが各方面から指摘されているわけでございます。したがって、私どもとしましてはこれから十分時間をとって、雇用対策と連携をとるというのは当然でございますけれども、そういう施策を講じながら支給開始年齢を六十五歳に持っていく、六十五歳までは何らかの形で働いていただく、こういう社会をつくるべきだし、年金制度もそういった社会づくりに対応した仕組みに改めていく必要がある、こう思っているわけでございます。

しかし、いろんな事情で六十歳から六十五歳の

間は働けないという方もいらっしゃるわけですが、今回の制度改正でも、希望すれば六十歳から繰り上げ年金を受給できる、こういう道も開いているわけですので。

○政府参考人(渡邊信君) 労働行政におきましては、六十五歳現役ということで従来から取り組んでまいっております。

ただ、現状を見ますと、定年制を今有している企業の中で六十五歳定年というものを有しているものは六割程度ということでありまして、さらに、雇用を延長して希望者全員が六十五歳で働ける継続雇用の制度というものを有しているのは定年制がある企業のうちの二一・二割ということ、同じ企業で六十五歳で働き続けることができるというものは現状では二〇％ぐらいの企業というところになっております。もちろん、このほかにも、規模が小さくなればなるほど定年制そのものがないというふうな零細企業が多いわけでありまして、ということで現状では六十五歳現役という目標に対してはまだ達成率が低いということふうに思っております。

ただ、これからは高齢化が大変進みますし、特に二〇〇五年からは若い人の労働力供給、トータルとしての労働力供給が絶対的に減少していくという社会に日本はもう突入していくわけでありまして、高齢者の方が能力を十分に発揮して働き続けるということは大変大きな課題だろうというふうに私も考えているところであります。

今般、そういったことからこの通常国会に高齢者雇用安定法の改正案もお出しをいたしまして、定年の引き上げ等についてさらに格段の努力をしていきたいというふうに思っております。

○沢たまき君 労働省の高齢者雇用対策の見直しについて拝見しますと、一、定年引き上げの促進、二、六十五歳までの雇用確保のための新たな仕組みの整備、三、高齢者の多様な雇用・就業機会の確保の促進を挙げていますけれども、率直に六十五歳定年延長はかなり厳しくなるのが現実ではないのかなと思っておりますが、実際、嘱託な

どの継続雇用主体がならざるを得ないと思うんですが、労働省のお考えはいかがでしょうか。

○政府参考人(渡邊信君) 先ほど申し上げましたように、定年制ありという企業の中で六十五歳定年というのはまだ六割ぐらいでありまして、そのほか何らかの形の勤務延長制度あるいは雇用継続制度というものを有しているものは七割ぐらいの企業ということになっております。ただ、この七割も、希望者全員が六十五歳というまで必ずしもいきませんし、会社のつくった基準に適合する人を再採用するといったふうなことでございます。

ただ、いずれにいたしましても、定年の延長よりも継続雇用制度の方が我が国ではずっと先行して普及しておりますし、これからそういった傾向で推移していくだろうというふうに思います。

ただ、現在、御案内のように鉄鋼や繊維あるいは電機、こういった産業界におきまして労使が雇用の延長ということで随分大きな取り組みをしておりますし、社会的にもかなり機運が今盛り上がってきているかというふうにも見ているわけでございます。

当面は、六十五までの継続雇用、そういったことの普及を図りながら、定年制そのものについても引き上げの努力をしていただきたいということ、先ほど申しました法律の改正も含めて、そういった取り組みも続けていきたいというふうに考えております。

○沢たまき君 私は、高齢者が体力に応じて人生を楽しまながら働けるというのは、六十五歳までは週四日で二十八時間ぐらい、また六十五歳の方は週三日、二十一時間ぐらい、この就業機会の促進、ワークシェアリングで受け入れ、こういうのをもう積極的に取り組んでいく時期に来ていると思うんですが、労働省のお考えを伺いたいと思

います。

○政府参考人(渡邊信君) 六十歳を超えたと労働者個人個人の就労に対する希望もいろいろでありまして、今、委員がおっしゃいましたように、必ずしもフル雇用ということではなくて、フル就業

でなくて、体力に見合った仕事をして、短時間勤務をしたいというふうな希望もふえてくるわけでございます。

そういったことでは高齢者の方はいろんな就業のニーズがあると思っておりますので、例えば労働行政ではシルバー人材センター業務の普及というようにことを行っておりますし、これから我が国も例えればNPOというような活動も大変活発になってくると思っておりますが、そういったものについても行政の視野の中に入れながら、高齢者の多様な就業ニーズへの対応ということであるかなと思います。

○沢たまき君 介護、医療と年金、少子化対策の社会保障の総合的ビジョンを検討する有識者懇談会が総理のもとにできることを厚生大臣から先般お伺いいたしましたけれども、厚生政務次官からもワークシェアリングの導入についてはぜひ御提案いただくように要望いたしておきます。御答弁は要りません。

年金と深い関係にある少子化対策に関して伺います。

連立与党の少子化対策検討会が総合的少子化対策の推進に関する提言を行いました。提言の実現の状況はいかがでしょうか。また、この与党提言をどう評価していただけるでしょうか。大野政務次官に伺います。

○政務次官(大野由利子君) 高齢化対策とあわせまして、安心して子供を産み育てることができ環境づくり、子育てに夢と希望を持てる環境づくりをしていくということが非常に大事であろう、このように思っております。連立与党の少子化対策検討会におきまして、公明党の提言も踏まえて今熱心な議論が行われております。

総合的少子化対策の推進に関する提言が取りまとめられたところでございますが、政府における少子化対策の検討はこの提言を十分踏まえて行い、昨年十二月に策定した新エンゼルプランにおきまして、一つ、低年齢児の受け入れの拡大などの保育サービスの充実、二つ、周産期医療ネット

ワークなどの母子保健医療体制の整備、三つ、育児休業制度のさらなる充実、四つ、育児奨学事業の充実、五つ、住まいづくりや町づくりによる子育ての支援などを提言に沿って盛り込んだところでございます。

政府も、与党の御提言は大変総合的で具体的なもので、このように評価をしているところでございますし、この提言を踏まえた施策の実施に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○沢たまき君 私は、昨年、世田谷区内の駒留中学校に保育所を併設している施設を視察いたしました。中学生と児童たちが兄弟のように大変いい形で運営をされておりました。この形態を高く評価しているんですが、その視察時に聞いたことは、当初公立に話を持っていたが応じてもらえず、私立がその保育所を引き受けることになったと。民間の参入を促進すべきだとそのとき痛感いたしました。

政府は保育所への民間の参入を検討されていると伺っていますが、その検討の状況はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 御視察ありがとうございます。

保育所の設置・経営主体でございますが、都道府県知事が設置認可を行う際の取り扱いの方針をいたしまして、原則地方公共団体または社会福祉法人とするように指導をしております。

この主体規制に関しましては、都市部におきまして待機児童が大変多い状況の中で、政府の規制緩和と推進三カ年計画、また産業構造転換・雇用対策本部決定を踏まえまして、最低基準を満たします認可保育所をつくりやすくし、待機児童の解消などの課題に各地方自治体が柔軟に対応できるようにできるという観点からこの設置主体制限を撤廃することといたしております。現在、実務的な検討を部内で進めておりまして、平成十一年度、今年度中に所要の措置を行って実施したいというふうに考えております。

新エンゼルプランにございますように、必要な

ときに利用できる多様な保育サービスの整備を図るといことが重要であると考えております。現状におきましても社会福祉法人などの民営の保育所の方が延長保育、一時保育などにより多く取り組んでおられまして、今回の主体制限の撤廃を契機といたしまして必要な保育サービスの整備が一層進むことを期待しております。

○沢たまき君 ちよっと時間がなくなりましたので一つ飛ばします。

次に、女性の年金権について伺います。現在の年金制度は、伝統的な働く夫と専業主婦という役割分業型の類型に基づいた制度になっております。しかし、今日、男女共同参画社会、男女雇用機会均等法など、時代は男女平等社会へ大きく変化しております。したがって、年金制度がその社会の構造の変化と乖離しているため女性の中から不満の声が上がっております。働く女性からは、世帯中心の考え方から個人単位の制度にしていくべきだという声が上がっております。

大野政務次官、いかがでしょうか。

○政務次官(大野由利子君) 女性と年金の問題につきましましてはさまざまな御議論があるところでございまして、働く女性もふえてまいりました。家族のあり方や生活形態の多様化を踏まえていろいろ御意見があるわけでございますが、その中に年金制度を世帯単位から個人単位にという、こういうのが望ましいという御意見があることも承知をしておりますが、今後そういう方向への御意見を強まることも当然考えられるわけでございます。

しかし、個人単位にするときとさまざまな課題があることも事実でございます。また、サラリーマンの専業主婦にもその負担を求めようになることとか、また遺族年金がその場合に当然廃止になることとか、女性の賃金収入がまだ低いわけでございますので、現実的にはそういうふうな個人単位になったときには女性が受ける給付も低い水準になってしまうのではないかと、このようなさまざまな問題がございます。

また、年金制度の分野だけにとどまらないで関

連する諸制度について幅広く検討する必要もあり、厚生省としまして今後それぞれの専門家の方々から成る新たな検討の場を設けて早急に検討をしてまいりたい、このように思っています。

○沢たまき君 二十三分まで、もう一つ伺いたったんですが、次の機会に回します。

○田浦直君 自由民主党の田浦でございます。私は、自由民主党を代表いたしまして、今回の年金制度改正法案について質問をしたいというふうに思っております。

まず初めに、きょうから本委員会では本法案が審議されるということになったわけでございます。本委員会においては衆議院で見られたような実力行使による審議阻止やいたずらな審議引き延ばしというものが行われないように、参議院は参議院らしく良識の府として審議が行われることを希望したいというふうに思っております。

この年金関連法案は国民の関心も非常に高いものでありまして、その中で、平成十二年四月からの施行が予定されている学生の保険料納付猶予、あるいは育児休業期間中の事業主負担の保険料の免除なども含まれておられるわけですね。国民の皆さんから強く要望されている改正事項もありまして、審議の促進というものが必要ではないかなというふうに思っております。

【委員長退席、理事山崎正昭君着席】

さて、今回の改正案についてですけれども、おむね政府・与党の考え方を反映して、制度の長期的安定を確保するものにするという案としては評価したいというふうに思っております。年金制度は、今日では加入者数約七千万人、受給者数約二千七百万人、年金総額三十六兆円に達しておられるわけでございます。また、高齢者世帯のうち公的年金等を受給している家庭は九七％に上っております。平均所得に占める年金の割合は六割を超えているなど、年金制度が老後生活に果たす役割は極めて大きなものになっているということも言えます。また同時に年金に対する期待というものも非

常に大きなものがあるというふうに思うわけでございます。

しかしながら、年金に対する期待が高まる一方で、御存じのように年金制度を取り巻く環境は少子高齢化の急速な進展など大きな変化がございまして、現状の制度を維持した場合には将来世代の負担が今の倍になるということも見込まれておるところでございます。また、このような過剰な負担に対して、若年世代から年金の将来に対する不安の声が聞かれている。先ほどからも何度も質問があつておるところでございます。

今回の改正に際しては、いかにしてこれらの制度に対する不安を解消し、年金制度を長期的に安定した信頼できる制度にするのか、これが最大の課題ではないかというふうに思っております。政府におかれましてはこの課題に立ち向かうべく、平成九年以来、年金審議会や自民党の年金制度調査会などさまざまな場で検討が行われて、その数は既に五十回を超えるというふうに聞いておられるわけですが、そういう意味では相当慎重に経緯を経てこの法案がまとめられたものであり、制度の抱える課題に正面から取り組んだものだといふふうには評価をしたいというふうに思います。

そこで、まず初めに政務次官にお尋ねしたいのですが、今回の改正案で力を入れたこと、改正案に込められた国民の皆様へのメッセージというものが、そういうふうな基本的な考え方はどういうものであるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○政務次官(大野由利子君) 委員が御指摘のように、少子高齢化の急速な進展に伴って国民の間に老後の不安が高まっている現状がございます。国民の老後を支える年金制度を将来にわたって安心して、また信頼できるものにしなければならぬ、この最大の課題の中で今回の改正は、将来の少子高齢化の進展や経済の低成長を踏まえながら、高齢化のピーク時にも保険料を年収の大体二割程度に抑える、そしてまた二割程度に抑えて将来世代の過剰な負担にならないようにするという

ことと、給付におきましても、年金の受給時において現役世代の大体手取りの六割程度を確保することができるよう、こうした安定した給付と負担、こういうものが基本的な考え方になっております。

○田浦直君 年金制度は現役世代と高齢者世代から成る全国民にわたる制度なわけでして、その改正に際しては、現役世代の視点あるいは高齢者世代の視点のどちらか一方のみを考慮して改正案を考えるということは、世代間の助け合いという年金制度の根本をも否定しますので極めて危険なことだというふうに思うんです。

【理事山崎正昭君退席、委員長着席】

先ほどから議論がござっておりますように、一部の主張においては、将来の現役世代の負担を考へることなく、ただただ給付維持を主張するということもあるようですけれども、こうした偏った考え方は私は無責任ではないかなというふうに思っております。改正を考へるに当たっては、こういった無責任な考え方でなくして、将来の負担はどれくらいかという負担に対する不安と、それから将来の年金はどれくらいもらえるのかという給付に対する不安、この二つの不安を同時に解消することを考へていかなければならないというふうに思うわけです。

そこで、まず将来の負担に対する不安の解消という観点からお尋ねしたいと思います。

現行の制度を維持した場合に、厚生年金の保険料率は今の二倍に当たる約三三・五％まで上昇すると言われておるんですが、私はそれで将来世代の理解は得られないというふうに思っております。今、政務次官もおっしゃられたように二割ぐらいではないかなというふうに思うんですが、この点、局長は将来世代の負担についての程度が限界であると考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(矢野朝水君) 少子高齢化が急速に進むわけでございますので、年金保険料も今よりある程度引き上げていただかなければ困るわけ

でございますけれども、ただ将来世代が負担し切れないような重い負担を課す、こういうことになりまうともう制度自体がおかしくなってしまう、こういうことでございますので、やはり将来世代が負担し切れる範囲内に負担を抑えなきゃいけない、これが年金制度を守っていくために一番大事なことだと、こう思っておるわけでございます。

それから、負担を考える場合には、年金保険料の負担だけではなくて税金の負担もございまして、あるいは医療の負担もある、介護の負担もある、こういったトータル負担、こういう視点も非常に重要なポイントじゃないかと思っております。

こういった点から、将来の負担の限界ということとを年金審議会等でもいろいろ御議論いただいたわけでして、いろいろな調査もやったわけでございます。

そういう中で、先ほど御指摘のありましたように、将来世代の負担は年取ベースで見まして二割、御本人の負担が二割、あとの一割は事業主負担、これが限界ではないかと、こう考えたわけでございます。

この根拠をいたしましたは、一つはヨーロッパの例がございまして、ヨーロッパ諸国は、我が国よりもいち早く高齢化を迎えたということで保険料をどんどん上げていったわけです。その場合に年取の二〇％、これが限界でございまして、これ以上上げようと思っても上げられない、上げようとするともう大変な議論になりましてとても国民的な合意が得られないと、こういう実態がございまして、これが一つでございます。

それからもう一つは、平成十年五月でございましてけれども、有識者調査というのを私どもが実施いたしました。そういう中で、将来保険料負担の限界ということをお尋ねしたわけでございましてけれども、その場合も年取の二割程度というのが一番御意見として多かったわけでございます。

そういうことから、今回、制度改正に当たりましては年取の二割と。現在は、厚生年金は一七・

三五％の保険料率でございましてけれども、これは月収が基本でございまして、年取ベースで見ますと二三・五％程度でございまして、これが現状でございましてけれども、どんなことがあっても年取の二割を超えないような保険料負担におさめたいというところで今回の制度改正を考えたわけでございます。

○田浦直君 今の御説明だと、今回の改正では二割程度、正確に言うと一九・六％ぐらいになるんじゃないかというふうに思うんですね。私も、大体これくらいまでだと負担するというのが了解を受ける、国民の理解を受けるんじゃないかなというふうに思っております。

今度はそれじゃなくして給付の方の話をしたいと思っておりますが、将来の給付に対する不安という面です。これはもう残念なことですけれども、今回の改正案に対しては、特に厚生年金の給付水準の五％をカットするというふうになるわけですね。

これは、先ほどからも御質問の中であつていまして、年金の実際の額が減るのではないかと、いうふうなイメージを与える、誤解を与えるということが多いのではないかと私は感じておるところでございます。また、将来の給付水準に対してきちんとした理解がされていないために、年金に対する不安感が必要以上に強調されているようなところがあるんですね。年金に入っても将来ももらえないのじゃないかと、年金を納めると掛け損になるんじゃないかと、そういうふうな不安がたくさん出ているような気がするわけです。

そこで、年金局長に私は確認をしたいんですけれども、今回の改正案における厚生年金の給付水準の考え方はどのようなものなのか、改正後の年金の実際の額が減るのではないかと誤解にも答えるというふうな意味で御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(矢野朝水君) 今回の改正は、先ほど申し上げましたように、将来の負担を負担可能な限度に抑える、将来とも将来の保険料負担を過重なものとしないうと、こういう基本的な考え方に

立つておるわけでございます。

そのためには、年金の給付につきましてもその見直しが必要になってくるわけでございましてけれども、その場合にまず一番重要だと考えましたのは、今もらっている年金額は絶対下げない、それからこれから新しくもらう人も今よりも年金額は減る、こういうことは絶対避けよう、こういう考え方に立つたわけでございます。

したがって、給付を見直しするといつても、将来に向けて伸びを抑えていく、伸びを調整する、こういうことを考えたわけでございましてけれども、その場合もいろいろな手法があるわけですね。例えば、支給開始年齢を上げるとか、あるいは、今回も提案しておりますけれども、年金受給開始後六十五歳以降は物価スライドはしっかりやりましますけれども賃金スライドはしばらく我慢していただくとか、それから給付水準自体を将来に向けて下げていくと、こういう考え方もいろいろあるわけでございまして、そういう中で、給付水準自体の引き下げというのとはできるだけ避け、その他の手法を優先して年金額が将来に向けてある程度下がるとしてもその下げ幅はできるだけ少なく抑えよう、こういう考え方で給付の見直しを行ったわけでございます。

その結果をいたしまして、給付水準につきましては、これはあくまで裁定時の水準でございまして、けれども、現役世代の手取り年取のおおむね六割を確保しよう、こういうことで今回の給付水準の設定ということを決めたわけでございます。

繰り返しになりますけれども、今もらっている年金額はもう下がるとは絶対ありません。むしろ物価が上ればそれに応じて上げるということで、年金額が急に下がるということは絶対あり得ませんから、この点は重々御安心いただきたいと思っております。

○田浦直君 私どもは理解して安心をしているわけですけれども、やっぱり国民の皆さんからいうと、少子高齢化の時代ですから、保険料を納める人が減って年金をもらう人が当然ふえてくるという

うのがもうわかっていくわけです。したがって、それを解消するには、年金額を減らすか保険料をふやすか、あるいは支給開始年齢をおくらせるか、これしかないわけなんです。

そういうふうな考えますと、やはり自分が納めたものは戻らぬのじゃないかなという気を持つというのは、これはもう自然なことじゃないかなと私は思っています。

私は、一つの考えとして、公的な年金ですけれども、これにはもう随分公的な資金がたくさん入っているわけですね。それから、先ほど話がありましたように、事業主もこの保険料を払うわけですね。そういうふうなことからいって、それだけのお金は余分にあるわけですから、民間の保険、あるいは自分でためていくというものに比べるとこれは有利ではないか、そういうふうな説明の仕方なんかはわかりやすいんじゃないかなと私は思っているんです。公的な年金をたくさん入れるわけですから、それだけはお金も余分にあるわけですから、というふうなこともひとつ参考にしていただければというふうに思っております。

これも給付に関連した話ですけれども、今回の改正法案の中で不安の声が多い項目の一つとして厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げというものがあると思っております。特に現在の高齢者雇用の状況や、企業の定年がようやく六十歳定年になろうとしている段階で先に引き上げを決めてしまうということに対しても強い不安があるというふうに私は思っているわけです。

法案を見ますと、実施時期は二〇一三年からというところで、それまでにはさらなる定年の引き上げや高齢者雇用の場の拡大の措置を講じる必要があるというふうに思うわけなんです。

○政府参考人(矢野朝水君) 今回、厚生年金の二階部分、報酬比例部分でございすけれども、十分時間をかけて六十五歳支給に引き上げる、こういう措置を改正案に盛り込んでおるわけでございます。

これは我が国の平均寿命が非常に延びたということでございます。現在、男性で七十七歳、女性で八十三・八歳ということで、世界で最長寿命国でございます。一方、欧米では年金の支給開始年齢というの大体六十五歳が原則になっておるわけでございます。平均寿命が延びたということでございます。これはやはり年金の支給開始年齢をおくらせなければその分また負担が膨らむというところで、将来世代の負担をできるだけ抑える、こういう観点から支給開始年齢の引き上げというのはいやむを得ないことではないかと、こう思った次第でございます。

それから、より大きく我が国の社会を見ますと、これから労働力人口が減少していくわけでございます。そこで、我が国の社会経済を少なくとも現状以上に保っていくためには、高齢者の方あるいは女性の方をもっと社会で働いていただく、こういうことがない限り日本全体としての活力が失われかねない、こういう心配もございす。これは六十五歳現役社会ということが各方面から言われておりますし、労働省でもそういう観点から各種施策を行っておるわけでございます。私どもはそれに対応して、年金制度もそういう六十五歳現役社会に向けて改めていく必要があるんじゃないかと、こういうことも考えた次第でございます。

それで問題は、雇用対策との連携、雇用と年金の接続ということでございす。これにつきましまして、データで申し上げますと、六十歳代前半で働いて収入を得ている方は平成十年で五七％に上っております。近年着実にふえておるわけでございます。それから、定年制を設けている企業では六十歳定年制が定着しております。今後、定年年齢の引き上げですとか何らかの形で雇用

継続、こういった取り組みも行われておるとも伺っております。

こういった雇用面での対策が非常に大事になってくるわけでございます。今度厚生省と労働省一緒にになりまして厚生労働省になる、こういうことで、従来以上に年金と雇用との連携を図って雇用の受け入れ体制、受け皿対策を進めていきたいと思っております。

何しろ支給開始年齢の引き上げといいますと、もうあしたからすぐ引き上げられるというふうなそういう誤解もあるわけでございますけれども、そういうことではもちろんないわけでございます。二〇一三年から二〇二五年にかけて段階的に引き上げていく、さらに女性の方は五年おくれでございす。こういう十分時間をとって段階的に進めてまいりますので、この点につきましても、なかなか厳しいといえども、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

○田浦直君 やつぱりこの辺に縦割り行政というもの、弊害とまでは言いませんけれども、出てくるんじゃないかなというふうに思ふんです。年金は年金の財政的な事情で年齢を引き上げていく、ということをやらざるを得ない。しかし、労働の方は、これは労働省で高齢者の雇用についていろいろ検討をするというふうなことになるというふうな気がするんです。

これは、先ほど沢委員からも話がありましたけれども、少子化対策についても同じことだと思ふんです。この年金改正を行わなければならないという一番の理由は、少子化が原因になっているわけなんです。働く方々、保険料を納める方々が減ってきているということから端を発しているというふうに思ふわけですから、ここに本当は、これは厚生省の問題ですから、少子化対策というものにこれは年金からも取り組んでもらいたいというふうな思ふんです。

私は、労働は労働だ、少子化対策は少子化だということではなくして、やはりこの年金一つ考えても総合的な判断が必要ではないかなというふう

に思ふんですけれども、局長、どうでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) 年金がなぜ厳しくなったかといふと、これを支える現役の若い人たちがこれから減っていく、ここが一番の原因でございます。したがって、少子化対策といふものは年金にとって極めて重大で、非常に密接な関係のある大きな課題だと、こう思っております。

この少子化対策をどうするかというのは、これは政府を挙げて取り組んでおるわけでございます。年金だけの問題ではございせんけれども、年金の分野でも少子化対策に資する問題が多々あるんじゃないかと、こういうことで実は年金審議会でも随分御議論をいただいたわけなんです。

考え方としては、例えば子供のいらっしゃる世帯は保険料を安くするとか、そういうこととが考えられるんじゃないか。あるいは、給付面では、今度は逆に子供さんがいるところは年金をたくさん支給するようにする、あるいは子育て期間中は休んでも年金に加入したとみなしてその分は年金に反映させるようにしたらどうかとか、あるいは子供が生まれた場合には年金から一時金、お祝い金を出したらどうかとか、あるいはその前にも結婚段階で、結婚しないというところが子供が減っている一番の理由ですから、結婚のお祝い金を年金から出したらどうかと、いろいろな御議論があったわけでございます。

ただ、この問題につきましましては、年金サイドで金銭給付をやる、保険料を安くしたり年金をたくさん出したというところで、そういうことをやっても少子化対策として本当に効果があるかどうか、少子化対策というのは別の形でやるべきじゃないかと、いろいろ批判論もございました。そして、結局この問題につきましては審議会あるいはいろいろな調査結果でもなかなか意見が集約できなかったわけでございます。唯一、今回の制度改正で盛り込んでおりますのは、育児休業期間中の厚生年金保険料につきましまして事業主負担も免除

をする、本人負担分は既に免除になっておりますので事業主負担分を免除する、これによりまして育児休業をとりやすくする、これが少子化対策にもなるんじゃないか、こういうことで今回の改正案に盛り込んでおるわけでございます。

年金制度としての少子化対策というのは、そういうことで引き続き検討すべき課題だという認識をいたしております。

○田浦直君 私は、これは年金の問題じゃないですけれども、やはり国を思えば少子化対策に取り組むということは本当に政府を挙げてやらなければならぬことだというふうに思ふんです。

今、話がありましたように、審議会ではいろいろな意見が出ていますけれども、具体的には取り組んでおられないですね。私は少子化対策はもう出そろっていると思ふんです。もういろんなところからいろんな答申が出て対策は出ているんです。そのどれをやるのか、どれをやれば一番少子化対策になるのか、そういうことを早く決めていただいで、そしてそれを実行に移すという段階にきているんじゃないかなと思ふんです。そこに私は少し不満があるわけですが、年金局長にそれを言っても始まりませんのでこれくらいにしておきますけれども、やはり基本的なものは少子化対策ではないかなというふうに思っております。

きょうは初めですから少し総論的な話をさせていただこうと思っておりますが、それでは年金の積立金の自主運用についてお尋ねをしたいと思います。

現在、年金福祉事業団において実施されている資金運用事業は、平成十年末で時価にして約一兆二千億円の赤字となっております。そういうことで、これはちょっと政務次官にお尋ねをしたいと思います。この赤字も、例えば厚生年金基金の資金を運用している他の機関投資家と比較して年金福祉事業団の運用成績はどのようになっているのか、また赤字が出てくる原因は何であるのか、こうした点について提案されている新しい自主運用の仕組みにおいてどのような改善が図られてい

るのか、そういうことについて政務次官から御答弁をお願いいたします。

○政務次官(大野由利子君) 今、委員の方から年金福祉事業団の運用実績が結果として赤字である、こういう御質問がございました。これは衆議院の審議におきましてたびたび取り上げられたことでございますが、平成十一年度、昨年十二月末現在の時価ベースにおきましてこれが赤字から黒字に転換をいたしました。これをまず初めに、きょう初めてだと思いますが、御報告をさせていただきます。具体的には一つ一つの御報告をこれからさせていただきますと思います。

まず、年金福祉事業団の運用実績は他の年金資金を運用しております機関投資家と比較して全く遜色のない運用収益を確保しております。

直近十年間の平均で申し上げますと、年金福祉事業団は四・四％、信託銀行は三・八％でございます。信託銀行は企業年金等々の一番の大きな委託先になっているわけでございますが、これを見ても、直近十年間、年金福祉事業団は他の機関投資家に比べて遜色のない運用を上げていることはおわかりになっていただけたと思います。

それからもう一つ、年金は特別会計から資金運用部に入らんと預託をして、そして年金福祉事業団はこの資金運用部から長期固定金利で資金を借り入れて市場で運用を行っております。近年の大変な低金利、また株価の低迷、こういったことがございまして、運用収益が資金運用部から借りている利払いよりも下回っていた、こういうことがあって、平成十年度末には時価ベースで約一兆二千億の累積欠損が生じていたわけでございます。

しかし、この累積欠損につきましては、今年度に入ってから国内株式などの収益が大変貢献をして解消に向かっておりまして、一定の前提条件を置いて試算した結果、昨年十二月末現在の時価ベースにおいてこれまでの累積赤字を解消いたしました。七千五百億円の黒字に転換をしております。十年間続いた累積赤字が現時点では解消をいたしました。今後、資金運用部からの借り入れコ

ストの一層の低下が見込まれるわけでございますので、収益のさらなる改善に向けて最大限の努力をしてまいりたい、こう思います。

それからまた、委員の御指摘もありましたように、改正によりまして、新しい自主運用の仕組みにおきましては、資金運用部から借り入れて運用するということではなくて、年金の特別会計から直接供給される資金を運用して本来長期運用が可能となる年金資金の特性が十分生かされた効率的な運用が可能になる。以上でございます。

○田浦直君 年金福祉事業団が黒字に今度は転じたということは大変喜ばしいことだというふうに思っております。その一つが資金運用部への借入金金の支払いがなくなったというふうなお話ですが、けれども、これから恐らく黒字がだんだんふえていくだろうというふうに希望を申し上げておきたいと思っております。

これは次官よりも局長にちょっとお尋ねしたいのですけれども、グリーンピア事業というのをやられておりましたね。これはもう結構な欠損金を出している。これの処理はどういうふうになされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(矢野朝水君) グリーンピアにつきましては、年金福祉事業団が資金運用部から資金を借り受けまして土地の購入ですとか施設の整備を図ってきておるわけでございます。こういったものがこれまで二千億ほど借り入れがございまして、ただ、この借り入れにつきましては年金特別会計から元本利子を返済するということになっておりまして、約半分は既に返済済みとなっております。

そして、グリーンピアにつきましては行革の中りで撤退をする、こういう方針が決められたわけでございます。私もどしどしは、このグリーンピアがある地域の自治体に引き取っていただきたいということで、今地元と話し合いをしておるわけでございまして、今地元に引き受けていただけない、そういった場合には最終的には民間を含めて処分せざるを得ないということ話し合いを今

地元と進めております。

最終的にこれがどうなるかということでございますけれども、もし売却をしてその分購入価格と比べて赤字になる、こういった場合には年金福祉事業団の出資金でもって処理をする、こういうことになっております。

それから、今申し上げましたのはあくまで土地と施設整備の関係でございます。運営につきましては独立採算で運営をしていただくということになっております。したがって、運営費について赤字が生じた場合も運用を委託している財団なりで処理をしていただくということでございます。その分について国の一般会計なりあるいは年金の特別会計が負担をする、こういうことにはなっておりません。

○田浦直君 この点も私はやっぱり事業をするということがどうなのかという疑問を持っております。わけですけれども、事業をされる以上は責任を持ってやっていただきたいというふうに思っております。

この年金積立金は平成十年度末で約四百四十兆円という巨額な額になっておるわけです。これで政務次官にちょっとお尋ねをしたいと思います。このような巨額な積立金を厚生大臣が運用するに当たっては、市場に悪影響を与えないこと、また責任体制の明確化や透明性の確保といったことが最も重要な課題になるのではないかと思っています。これらの点についてどのような手当てをなされておられるのかについてお尋ねをいたしたいと思います。

○政務次官(大野由利子君) 委員御指摘のとおり、年金積立金の自主運用に当たりましては、市場の影響への配慮、それから責任体制の明確化、透明性の確保といったことが大変重要である、このように思っております。

まず、市場への影響についてでございますが、昨年厚生省の研究会で検討されました資産構成割合の例では、債券が七から八割程度、国内株式が一割程度、このようにされておまして、それを

前提とすれば、国内株式の資産割合は四百四十兆円の中のごく一部、一割程度、こういうことでございます。この一割程度を一定の期間をかけて、大体十年から十五年かけて徐々に市場運用に移行するわけでございます。年金積立金の運用が市場に悪影響を及ぼすことがないようにしてまいりたい、このように思います。

また、責任体制につきましては、厚生省の運用関係職員や年金資金運用基金の役員員に対しまして、法律上忠実義務や注意義務を定めるとともに、違反者に対しては厳正な処分を行う責任体制の明確化を図っているところでございます。

○田浦直君 時間が参りましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私も国会の方にお世話になりました。今回の財政再計算、三回目を迎えます。当時は社会労働委員会で最初お世話になりました。今回三回目ということで、毎回私は、一回目、二回目、三回目、私自身が感じることはありますが、私は年若い人と生活を一緒にしておりますが、当然両親は年金受給者であります。毎回毎回、定期的に決まった収入が入ってくることを大変両親は楽しみにしておりますし、いただいたときには本当に幸せな顔をしております。体全体に心のゆとりと申します。うか、三代目、四世代、同居をするという生活の中の一つの柱になっているように私自身は感じております。

これがまた別居世帯におきましては、離れて暮らす親への経済的な不安を安心へと結びつけている。そういう意味においても、公的年金制度は本当に守らなければならない、絶対に破綻をさせてはならない、そういうふうな強い気持ちを私自身は持ちます。年金を政争の具にするようなことが

あつては絶対にいけないと思います。私は、今回の改正案については現状においては必要な改正であるという立場にございます。

その上で、現行の公的年金制度における国民の声なき声、いつも当委員会でもお願いをしておりますが、なかなか取り上げてもらえないような小さなこと、これからも何回かこの委員会が行われるわけですから、次回のときには障害者の皆さん方の年金等々、いろいろまた御質問をしたいと思ひます。本日は、与えられました時間を有効に使用し、そして政府に私の気持ちを伝えし、御見解をお伺いしたいと思ひます。

まず、お忙しい中、厚生大臣、まことにありがとうございます。

まず、基本的ではありますけれども、それぞれ一軒一軒の家族における公的年金制度の役割、そういった部分から御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) まず、本日午前中、御案内のように衆議院の予算委員会が開かれておりまして、総理以下全閣僚出席という中でお開きをいただきまして、政務次官がかわって出席させていただきましたこととお許しいただきまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

まず、西川委員の御指摘の、いわゆる老後生活における年金制度の役割でございますが、現に老後の収入の全額を年金であるとかあるいは恩給であるとか、こういったようなものに頼っているお年寄りというのは高齢者世帯全体の六割を占めているなど、公的年金というものは我が国の老後生活の柱として終身にわたりまして確実に支えるという大変重要な役割を年々果たしてきています、こういったような認識をいたしておる次第でございます。

そういう中において、委員も公的年金の必要性、今回の改正の必要性についてお触れをいただいたわけでございますが、私どもは今後の現役世代の方々が不安を持たずに長期的に安定した制度

の確立を目指していくことが国民の皆さん方の老後に対する不安の解消に役立つ、このように考えている次第でございます。

○西川きよし君 実際、毎日の生活の中で、核家族化が進みまして同居率というものがだんだん低下してきているわけですが、私が思うには、現世代、若者の意識の中では若干世代間扶養に対する意識が低下してきているのではないかと、そういった印象を持っています。

そんな中で、つい先日ですけれども、デンマークの社会大臣カレン・イエスパーセンさんが来日されました。皆さん御存じだと思ひますけれども、その中の講演で次のように報道されております。

その報道の文面をちょっと読ませていただきました。いんですけれども、デンマークはいわゆる福祉先進国。制度と実態を学ぶためにデンマークへ研修に行く日本人は多い。しかし、イエスパーセン氏は、デンマークが日本に学ぶこともありますと述べました。デンマークの福祉は、高齢者を弱者ととらえて、機器を開発することと十分な年金を支えることに重点を置いてきた。しかし、それは誤りだったという。弱さを物とお金で何とかしようとしていたのです。でも、お金があってもひとりぼっちでは仕方がないとして、よりよい福祉社会をつくるためには人間的要素、人間関係という潤滑剤を忘れてはいけません、こう主張なさいました。

まさしくこのとおりだと思ひます。年金が充実したといえども安心して老後が送れるか、これは大変な疑問であります。でも、お金なくして、もう本当にこういう部分が毎日の生活の中でも、我々もそうですけれども、不安な部分です。やはり家族のきずな、世代間の支え合い、地域における支え合い、これが本当に大切であると思ひますし、我々も後世に責任を持って伝えていかないといけないというふうに思ひます。そうした家族を支えるための総合的な社会保障システムの確立がされてこそ年金制度の役割が発揮できるので

はないかなというふうに私は思ひます。

二十一世紀に向けてどのような姿の社会保障システムを目指していくのか、またその中で公的年金というものはどうあるべきか、そのあたりを厚生大臣にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) デンマークのイエスパーセン社会担当大臣が訪日をなさった際、実は私も厚生省でお目にかかりまして、かなりの時間お話を伺いました。そして、実は私、この一月でございますけれども、お許しをいただきまして、介護保険がこの四月から導入されるということを念頭に置きながら、五年前に既にスタートしておりますドイツの実情、五年たつてどういうふうになっているのか。そしてまた、デンマークの方へ行つてまいりました。そして、イエスパーセン氏のお話、またデンマークで実際に私が感じましたことも、まさに今、委員が御指摘になりましたような思いを改めて強めたような次第でございます。

いづれにいたしましても、今後国民の皆さん方が真に豊かな老後というものを確保するためには、まず高齢者の皆さん方が自立をして、そしてこれからは社会に参画をしていく、こういったようなことが極めて私は重要ではないか、こう考えているような次第であります。

それと、みずからの収入、資産や、将来にわたつて安定した、先ほどから申し上げております公的年金制度による社会保障、所得保障とともに、御指摘のような家族あるいは地域の中で支え合つていくということが何よりも大切である、この痛感をいたしましたような次第でございます。

例えば、介護が必要になった場合、家族の肉体的、精神的、また経済的な介護負担を軽減するたために介護保険制度の導入というのをお願いしておりますわけでございます。必要なサービスの基盤整備と充実を図つていかなければならず、こうしたいふわゆる公的な制度。それから、もうどうしても限界があるわけでございます、家族であるとかそれから地域、特にボランティアの方々。いわゆるお

年寄り全体を考えますと、例えば自立と判定されたけれども、ちょっとやっぱり話を聞いていただきたいか、ひとりぼっちで生活していらつしやる、こういった方々に對しまして、みんな支え合つていく、こういったようなことがなされなければ、真の意味での私は豊かな老後を通じてできないのではないかと、こう思つておるような次第であります。

いづれにいたしましても、委員が御指摘のような高齢者と若い世代のいわゆる社会的な連帯、このことなくしては我が国の社会保障というのは成り立たない、こう考えておるような次第でございます。

特に、年金の場合は御案内のように、現在年金をいただいている方々は若い方の保険料によつて賄われている賦課方式というものを採用しておるわけでございますので、こういったような観点から、要するに人生というものは七十年間、あるいは八十年間生きる方もいろいろあると思ひますけれども、とにかくやっぱりお互いにやがて老いて病んで消えていく運命であります。そういった中において、老いも若きもお互いに助け合つて支え合つていく、このことがなければ我が国の社会保障というものは成り立たない。まさにイエスパーセン氏も同じことを申し上げていたような次第でございます。

○西川きよし君 御丁寧な御答弁をいただいてありがとうございます。

福祉機器とか器具とか、機械をいかに温かく皆さんで活用するとかいうことも大変大きなテーマでありますし、本当に外国の方もこうおっしゃっているぐらいやっぱり大いに日本のいい部分は伸ばしていきたいと思ひます。

三十四分まででございますので少しスピードアップをさせていただきますと思ひます。

本日、この委員会に当たりまして、本当に皆さん方に、とにかくこの年金の問題はどうなっているんだ、きよしさん、早く行つていろいろなことを一つでも多く、実行のある、そしてまた幅のあ

る、そういう質問をしてきてくれと。まず本日は、基礎年金に対する政府の考え方を問いたしたいと思ひます。

確認の意味で衆議院の議事録も目を通させていだいたんですけれども、国庫負担の引き上げについていまだお伺ひしますが、当面この平成十六年までの間に安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一の引き上げを図るものということですが、平成十六年までに引き上げることには既に今決定しているわけです。当然それまでに財源のあり方も決まるということですが、仮にこの財源のあり方が決まらない、決まらないから引き上げもしないというようなことはあり得ないということなのでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) いわゆる若年世代の中で、もし自分たちが年金をいただく時代になった場合に、自分たちの保険料を支払ひながらひょっとしてもらえないんじゃないかと。こんなような話は、これは実際現実にあり得ないお話なんですけれども、こういうような話が流布されているということも紛れもない事実であります。そういう中において、年金に対する国民の一部の中に不満あるいは不信というものがあつたということも、これも現実問題として否定し得ない問題であります。

そういうことから、私どもはとにかくさまざまな形で、先ほど申し上げたように、今国会のいわゆる年金法の改正案においては、将来、長期的にも安定的な年金制度というものを確立するためさまざまな諸施策というものを取り入れておるわけでございますが、同時にいわゆる国庫負担の問題でございます。

現在、国庫負担は御案内のように基礎年金の三分の一、国の方から補助されておるわけでございます。これを今回の法律案の中では、附則でございますが、二分の一に引き上げていくんだ、こういうことでございます。その前提がございまして、安定した財源を確保した、こういうことであります。率直に申し上げて現在でも三分の一か

ら二分の一に引き上げるには二・二兆円の巨額の財源を要するわけでございます。これは単年度ではない、継続的にこれからずっと必要になってくる。

そこで、これが見つかからない限りはもう上げないのかどうか、こういうような御指摘だと思ひますけれども、私はやはり安定した財源の確保のためにできるだけ速やかに実施する方向で検討していかねばならないと思ひます。

ただ、率直に申し上げて、今保険料が凍結状態になっております。私は、基本的にはこの保険料の凍結、前国会で衆議院でも申し上げたのでございますが、保険料の凍結の解除の時期と、それから国庫負担の基礎年金を三分の一から二分の一へ引き上げる時期とをやはり同時に考えていくべきだ、こういう考え方に立っておるわけでありまして、現にいつまでもこの保険料を凍結しておくわけにもいかないのでございます。これは率直に申し上げて、極めて財政、経済状況が非常に悪いときにおいて減税の効果がなくなるのではないかと、こういうような政治的な配慮から一時的に凍結したものであつて、これは本来凍結すべきものではなくて、西川委員が御指摘のように、やはりこういうものに左右されるものではなかつたんですが、あの当時は率直に申し上げて我が国が……(大臣、簡単に。時間がなからいから)と呼ぶ者あり)

では、短くさせていただきます。大変厳しい経済情勢の中にあつて、景気最優先という形からそういうものをとらせていただいたわけでございます。

財源のあり方につきましましては、私はいろいろな方法があると思ひますが、いずれにいたしましてもし知恵を出して総合的観点から財源というものを見出して、これがすべてすぐに消費税に結びつくということでもなく、国民の皆さん方の理解を得ながら、いずれにしても私は早く二分の一に実現をして、要するに年金をより安定させていかなければならない、こう考えております。

○西川きよし君 御丁寧にありがとうございます。次の問題で実務的なものも含めまして局長にちょっと今の問題は質問をさせていただきたかつたんですけれども、私も基本的には凍結は反対でございます。将来世代への先送りというような観点からもそうだと思いますし、国庫負担の引き上げと必ずしも連動させる必要があるのかということも考えますし、できるだけ早い段階でこの凍結の解除を行うべきではないか。

実務的な部分から局長何か答弁がございましたら簡単に、三十四分までですので、よろしいでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) これは、年金の安定のために保険料の凍結というのはできるだけ早く解除していただきたいということでございます。

したがいまして、景気の回復を待ちましてできるだけ早く凍結を解除していただきたいわけですが、解除する場合にどうしてもこれまでの凍結期間がございまして保険料が一挙に高くなる、こういう心配もございまして。したがいまして、国庫負担の引き上げによりまして保険料引き下げ効果も図りつつ同時着が望ましい、こう考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。局長のいろいろ書き物なども読ませていただきましたと、基本はやっぱり経済だということでございます。すけれども、次に給付水準についてお伺ひしたいと思ひます。

現在、六万七千円という給付水準をどうお考えになるのか。やはり地域差の問題があると思ひますけれども、あるいはひとり暮らしが夫婦暮らしか、それぞれの状況によって考え方も変わってくると思ひますけれども、現在、基礎年金水準を設定する際にどのような内容が勘案されているのかというのを引き続き局長にお伺ひしたいと思います。

○政府参考人(矢野朝水君) 基礎年金の給付水準でございますけれども、これはサラリーマンとか

自営業者の区別なく全国民に共通する老後の所得保障を行おうとするものでございます。

そして、基礎年金は老後生活のすべてを賄う、こういうことではございませんで、その基礎的な部分、すなわち食料、住居、光熱水道、被服及び履物、こういったものを賄う、こういう考え方に立てて設定されておるわけでございます。

○西川きよし君 この年金水準、お年寄り夫婦の世帯、そしてまたひとり暮らしの方、たくさんいらっしゃるわけですが、あるいは高齢者の消費額の全平均値をもっと地域差に着目をしてより低い額にすべきではないか、こういう御指摘もあつたと思ひますけれども、矢野局長のお書きになつたものの中でも、どちらかといえば基礎年金の給付水準の引き下げについてもタブーとしない、このようなお考えにも僕はとれるわけですが、これも矢野局長にお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(矢野朝水君) 基礎年金は先ほど申し上げましたように老後生活の基礎的な部分を賄う、こういう考え方に立っておるわけでございます。そして具体的な給付水準は、その時々々の現役世代の負担能力、現役世帯の消費水準ですとか高齢者の生活の実態、こういったものを総合的に判断して毎回設定されておるわけでございます。

この基礎年金の水準については、昔から地域差を勘案すべきだとか、それからひとり暮らしと二人暮らしで区別すべきだとかいろいろございまして、ただ、負担につきましましては、全国一律の定額負担ということもございまして、今申し上げたような問題については、議論はありますけれども具体的な方向は示されておらないわけでございます。

今回、この問題につきましましては、実は衆議院の方で修正がございまして、基礎年金について給付水準を含めてそのあり方を検討する、こういう改正が行われました。したがいまして、今御指摘のような問題を含めて基礎年金の水準についてはこ

れからも国民的な議論をしていく必要があると思っております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

「年金と雇用」、そして議事録、週刊朝日の特集等々も局長がお書きになったりアナウンスされたようなことは目を通させていたでいるんですけれども、次に、今回の抜本改革がつじつま合わせというくだりが、もうざっくりばらにお話をされているわけですが、つじつま合わせ、いわゆるつじつまが合わなくなったら年金の死、年金破綻である、年金が破綻すればパニックを招きます、つじつま合わせは年金の宿命なのです、このようにございますけれども、つじつま合わせか抜本改革か、この意味をひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○政府参考人(矢野朝水君) 何か私のつたない文章を読んでいたで非常に恐縮なんですけれども、ここで申し上げたかったのは、年金につきまして誤解とか偏見とか、これが少なくないわけでございます、正しい姿を知っていただきたいという気持ちで書いたものでございます。

ここで私が特に申し上げたかったのは、政府案につきまして、これは単なる財政のつじつま合わせだ、抜本改革先送りだ、こういう御批判もあるわけでございますけれども、つじつま合わせといひますのは、要は給付と負担のバランスを図る、これが年金制度を安定的に運営していくためのやはり一番の重要な問題であつて、収支均衡を図る、将来負担を重くしない、そういう中できちんとした年金をお支払いする、こういう制度にしていく必要がある、こういうことを言いたかったわけでございます。

それからもう一つは、抜本改革というのはパラスの世界が一挙に広がるわけじゃございませんで、いろいろ問題が、パラスの反面マイナスイメージがあるわけでございます、これはやはり個人個人の給付なり負担がどうなるのか、こういった非常に厳密なあるいは慎重な国民的議論が必要じゃないか、こういうことを申し上げたわけでございます。

います。

○西川きよし君 ありがとうございます。

それに対して僕は別に悪意を持って質問したわけでも何でもございせん。これからも永久に五年に一回のつじつま合わせは続くと思うんですけれども、よりよい方向に、本日に毎日の生活に密着して、本当に真剣に、まじめに、そして全国の方々が安心をして、そして幸せなお暮らしをいただけるというようなことの委員会ですので、しっかりそういう面も聞いておきたかったわけでございます。損とか得とかということも、今、局長の方からお話がございましたけれども、その抜本改革の中には当然、基礎年金の税方式、この問題があります。

私個人といたしましてもそうでございけれども、今回の改正段階において国庫負担の二分の一への引き上げ、着実に移すことが最優先課題であるというふうに思ふわけですが、これは皆さんさんうだと思ひます。

ただ、基礎年金を完全な税方式にするべきであるとお考えになる皆さんだとか各種団体の方とか有識者とかという方々の声が大変大きくなつております、現状の社会保険方式を維持するといふような考え方よりもより強くなつていくように自分自身も感じるわけです。これから基礎年金の財源のあり方については本日に国民合意に向けた検討が必要になるわけですが、これは本日に間違ひのないことではございけれども、一つここをたておきたいのは、現状において税方式化をめぐる今の問題、これに対して矢野局長はどういうふうな御見解をお持ちでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) 基礎年金の税方式化はいろいろなメリットも十分ございせん。しかし反面、この膨大な税負担をどうやって賄うのか、あるいは税金で賄われた場合には、これは前の大臣がよくおっしゃっていただんですけれども、総理大臣はやはり遠慮してもらわなきゃいかぬだろうというところで、そうしますと、そういう所得と

か資産によって受給が制限されるのか、あるいは税収が上らない場合には年金水準自体が引き下げられるんじゃないか等、いろいろな問題もあるわけでございます。

したがって、この問題はプラスマイナスを含めてやはり国民的な議論が必要じゃないか、こう思つておるわけでございます。

○西川きよし君 本日に難しい問題だと思ひます。

最後の質問にさせていただきますと思ひます。

厚生大臣よろしくお願ひ申し上げます。
今後、国民的議論へ発展させていく中で国民が社会保険方式か税方式かいずれを選択するのか、いずれかは選択するわけですが、どうも政府の説明は社会保険方式に偏っているのではないかなという印象を皆さん持っておられます。

社会保険方式、税方式、この両案のメリットとしてデメリット、先ほどいろいろ細かい、細やかな、そして本日にまじめな質問が、入澤先生、沢先生、田浦先生、本日にいろんな角度からの質問がございましたけれども、最後に僕がお伺ひしたいのは、社会保険方式、税方式、この両案のメリット、デメリットを整理する、この中で国民が選択しやすい環境の整備に努めていただきたいのがきょうの委員会です皆さん方にお願ひする僕の立場だと思ふんですが、この御答弁をいただいで、質問を最後とさせていただきますと思ひます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) ただいま局長の方から答弁をいたしましたけれども、基礎年金につきまして税方式であるというのも大変有力な意見であるといふことは私も十分認識をいたしております。ただ、今後これから幅広く検討していかねばならない問題である、こう考えておりますが、私といたしましては、制度の長期的、安定的な運営をしていくという観点、それから何よりも給付と負担との関係が社会保険方式だと明確である、こういうことではないか、こう考えております。

す。

先ほどもちょっと二分の一、三分の一のときに話が出たんですが、要するにもし税方式にした場合には税率の引き上げによる巨額の財源が必要になります。現に、現在の基礎年金を全額税で賄う場合には総額十四兆円必要になります。ということは、消費税率一％当たり一兆八千億円といたしまして七・六％消費税率を、これが必要になつてくる、こういう問題が一つはございせん。

それから、社会保険方式と異なつて……

○西川きよし君 先ほどの消費税率の一・七……
○国務大臣(丹羽雄哉君) 要するに一％当たり一・八兆円、国の分です、国の分です。要するに三・二％、みんな除いたあれです。

それから、問題は、所得や資産に応じた、今話もありましたけれども、総理大臣云々がありますけれども、いわゆる所得の制限が避けられないのではないかな、こういったような問題がございせん。

いずれにいたしましても、国民の皆さん方がどちらを選択するかということが一番大切なことであつて、これからこれは実は与野三党の間でも議論するといふことになつておりますけれども、大いに議論を、幅広く国民的な議論が必要であつて、そういう中で決着をつけていきたい、こう考へているような次第でございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(狩野安君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

平成十二年二月九日印刷

平成十二年二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局